

ご先祖のご遺骨を末永く見守っていく…
観音霊苑の永代供養プラン

観音霊苑
合祀墓移行制度

みらい

2022年10月1日改正

公益 観音霊苑
財団法人

「みらい」とは…

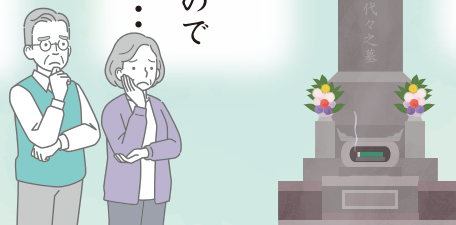
子供たちにお墓の負担を
かけたくない…

墓じまいを
考えている…

お墓を継ぐ
人がいないので
将来が心配…

永代供養にして
安心したい…

お墓を建てたいが
跡継ぎがないから…



＼ご安心ください／

このようなお客様のために「みらい」がございます

「みらい」とは、合祀墓とわのおか「永遠之丘」へご遺骨を移し、永代供養する制度です。

- 今すぐ「永遠之丘」へ移骨し、墓じまいをしたい方
- 自分たちの代で墓じまいをするよう、生前予約したい方
- 今後のお墓の管理を霊苑に任せたい方

観音霊苑 合祀墓移行制度「みらい」は、新しい一つの供養のカタチです。


観音霊苑合祀墓

とわのおか
永遠之丘



「みらい」は、当苑にお墓がある方が対象の制度です。

また、これから当苑にお墓を建立される方も対象となります。(墓所使用申込と同時に申込可能)

「みらい」料金のご案内

① みらい使用料 ※税込

墓所面積	3㎡	5㎡	7㎡	8㎡～(自由墓所)
みらい使用料	132,000円 (120,000円+税)	220,000円 (200,000円+税)	220,000円 (200,000円+税)	374,000円～ (340,000円～+税)

- 墓所面積により、みらい使用料が異なります。自由墓所(墓所面積8㎡以上)の使用料は、お問い合わせください。(お客様の該当墓所面積は、永代使用権利証などでご確認ください。ご不明な場合はお問い合わせください。)
- みらい使用料には、脱霊式、墓石・墓所(基礎)解体費、「永遠之丘」への移骨費、「永遠之丘」利用料(永代供養)が含まれています。



② 祭祀代行料 ※税込

墓所面積	3㎡	5㎡	7㎡	8㎡～(自由墓所)	
祭祀代行期間	0年	0円	0円	0円	
	1～9年	8,580円×(1～9)年 (7,800円+税)	12,100円×(1～9)年 (11,000円+税)	15,620円×(1～9)年 (14,200円+税)	17,380円～×(1～9)年 (15,800円～+税)
	10～19年	10,725円×(10～19)年 (9,750円+税)	15,125円×(10～19)年 (13,750円+税)	19,525円×(10～19)年 (17,750円+税)	21,725円～×(10～19)年 (19,750円～+税)
	20～30年	12,870円×(20～30)年 (11,700円+税)	18,150円×(20～30)年 (16,500円+税)	23,430円×(20～30)年 (21,300円+税)	26,070円～×(20～30)年 (23,700円～+税)

- 墓所面積、祭祀代行期間により、祭祀代行料が異なります。自由墓所(墓所面積8㎡以上)の料金は、お問い合わせください。
- 祭祀代行期間は、0年～30年の間で希望の年数をお申込みできます。
- 祭祀代行料には、年2回(お盆前と秋の彼岸入り頃)の供花、年1回(お盆前)の墓所清掃が含まれています。
- 祭祀代行期間がスタートすると、管理料はかかりません。またお支払い済みの管理料は返金できかねます。



③ 彫刻料 ※税込

彫刻人数	1名	2名	3名	4名～
彫刻料	11,000円 (10,000円+税)	18,700円 (17,000円+税)	26,400円 (24,000円+税)	34,100円～ (31,000円～+税)

- 名前彫刻は、希望の人数をお申込みできます。
- 1名11,000円(10,000円+税)+2名以降は1名につき7,700円(7,000円+税)です。
- 「永遠之丘」へ納骨時に墓誌へ彫刻します。
- 俗名のみとなり、戒名(法名)や没日・享年等は彫刻できかねます。

必要書類

1. 永代使用権利証
2. 印鑑登録証明書・実印
(使用権利者のもの)
3. 埋蔵予定者の戸籍謄本
(使用権利者との関係がわかるもの)

申込み時に、
右記の①～③を
お決めください。

- ① 埋蔵予定者^{まいぞうよていしや}はいるか(どなた)、いないか
- ② 祭祀代行期間^{さいしだいこうきかん}を何年にするか(0～30年)
- ③ 名前彫刻は何名か(どなた)

※埋蔵予定者とは・・・将来お墓に納骨される予定のご存命の方になります。
※祭祀代行期間とは・・・お墓の権利が観音霊苑に帰属し、「永遠之丘」へ移骨するまでのお墓存続の期間となります。

例えば・・・ ① 7㎡墓所で
② 祭祀代行期間を7年
③ 名前彫刻が3名の場合・・・

① みらい使用料 220,000円
② 祭祀代行料 109,340円(15,620円×7年)
③ 彫刻料 26,400円(1名目11,000円+7,700円×2名)

合計 355,740円(税込)

例えば・・・ ① 3㎡墓所で
② 祭祀代行期間を0年
③ 名前彫刻が0名の場合・・・

① みらい使用料 132,000円
② 祭祀代行料 0円
③ 彫刻料 0円

合計 132,000円(税込)

「みらい」の流れ…

埋蔵予定者あり

「みらい」お申込み

「みらい」お申込み後、
埋蔵予定者が全員納骨されるまでは、
お墓は存続し通常期間となります。

- お申込み後は、「みらい登録証明書」を発行します。
- お墓はお客様が管理し、通常通り、管理料をお支払いしていただきます。(通常期間中のみ)
- 使用権利者がお亡くなりになった場合は、名義変更手続きが必要になります。(使用権利者が埋蔵予定者最後の場合を除く)

埋蔵予定者が全員納骨
※全ての埋蔵予定者が死亡し納骨されていない
場合、当苑で死亡の事実が判明次第お墓の権利は
観音霊苑に移行します。

祭祀代行期間1年～30年

埋蔵予定者が全員納骨後、
祭祀代行期間がスタートします。

- 祭祀代行期間中は管理料はかかりません。
- 祭祀代行期間がスタートすると、お支払い済みの管理料は返金できかねます。
- お墓は存続し当苑が管理します。
- 祭祀代行期間中は当苑で、年2回(お盆前と秋彼岸)お墓にお花をお供えし、年1回(お盆前)お墓の清掃をします。

祭祀代行期間(1～30年)満了

埋蔵予定者ナシ

「みらい」お申込み

「みらい」お申込み後、
お墓の権利は観音霊苑に帰属します。

- お申込み時点で、お支払い済みの管理料は返金できかねます。
- ※お申込み予定の方は、管理料のお支払い方法をご相談ください。

お申込み後

祭祀代行期間1年～30年

「みらい」お申込み後、
祭祀代行期間がスタートします。

- 祭祀代行期間中は管理料はかかりません。
- お墓は存続し当苑が管理します。
- 祭祀代行期間中は当苑で、年2回(お盆前と秋彼岸)お墓にお花をお供えし、年1回(お盆前)お墓の清掃をします。

祭祀代行期間(1～30年)満了

合祀墓「永遠之丘」へ移骨

- ご遺骨を「永遠之丘」へ納め、永代に供養させていただきます。
- 「永遠之丘」納骨法要は、毎月17日(5月～11月)に行います。
- 「永遠之丘」へ移骨する前にお墓の脱靈式を行い、ご遺骨を取り出し、墓石・墓所(基礎)の解体を行います。当苑ですべて行います。
- 毎年、秋のお彼岸に「永遠之丘」合同法要を行います。



脱靈式



解体前



解体後



「永遠之丘」納骨法要



お問い合わせ・お申し込みは

北海道知事許可・環境第2971号

公益財団法人 **観音霊苑**

〒070-8024 北海道旭川市神居町富沢409-4

- ◎バス/道北バス「50番」 旭川市役所～神居7の17(伊の沢)約6km・20分
※伊の沢から観音霊苑までは、徒歩又はタクシーをご利用ください。
- ◎マイカー利用/旭川市内中心部から約15分

TEL (0166) 61-1312

FAX (0166) 62-8601

<https://www.kannon-reien.jp>

E-mail jjai@kannon-reien.jp

観音霊苑

検索



営業時間 4月～11月 A 9:00～P 5:00 (4月～11月までは休まず営業しております)
12月～3月 A 9:00～P 4:00 (12月～3月の土・日・祝日は休みです)